

令和7年4月から 原則として、農地の貸し借りには 農地バンクの利用が必要です！

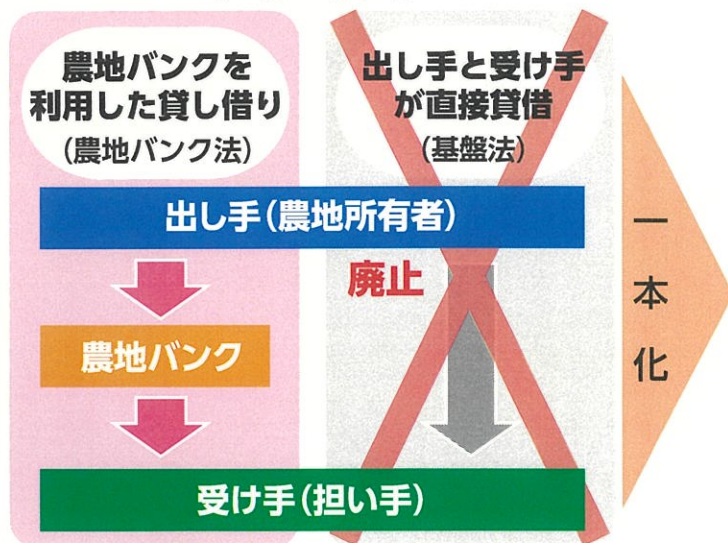
農業経営基盤強化促進法（基盤法）の改正に伴い、令和7年4月からは、農地バンクを利用した貸し借り（農地バンク法）に一本化されるため、農地の出し手と受け手の直接の貸し借りはできなくなります。

農地バンク とは？

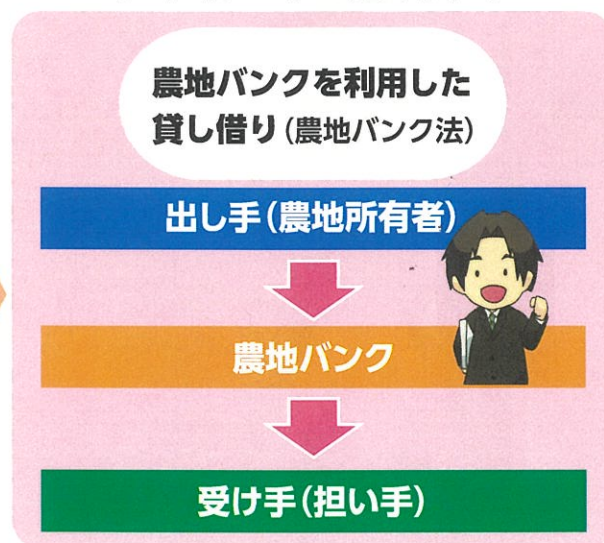
農地バンクは、農地の出し手と受け手の仲介役として、農地所有者から農地を借り受け、目標地図※¹に掲載された受け手（農業を担う者）に貸し出す、公的機関です。

※¹ 地域計画の一部として、地域の話し合いをもとに、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定めた地図であり、定期的に変更は可能

【 現 行 】



【 令和7年4月以降 】※²



※² 農地法第3条に基づく貸し借りは継続します

- 現在の出し手と受け手の直接の貸し借りは、契約期間満了まで有効です。それ以降は、農地バンクを利用した貸し借りになります。
- 農地バンク法に基づき農地を借りることができるのは、原則として、目標地図に掲載された受け手です。掲載されていない場合は、各市町へご相談ください。
- 未相続の農地を貸し借りしたい場合は、早めに相談窓口にご相談ください。